

別添1

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰実施要綱

〔 令 和 5 年 1 月 12 日 〕
〔 厚 生 労 働 大 臣 決 定 〕

1 表彰の目的

介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰は、職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上への取組が特に優れた介護事業者を表彰し、その功績をたたえ、広く紹介することを通じ、もって、介護職員の働く環境改善を推進することを目的とする。

2 表彰の対象

職員の待遇改善、人材育成及び介護現場の生産性向上等に係る取組について、極めて顕著な功績がみられた介護事業者

3 表彰者

内閣総理大臣

4 被表彰者の決定

内閣総理大臣は、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

5 実施の事務

実施に関する事務は、厚生労働省老健局において行う。

6 その他

この要綱に定めるもののほか、介護職員の働きやすい職場環境づくり内閣総理大臣表彰の実施に関し必要な事項は、厚生労働省老健局長が定める。

附則

この実施要綱は、令和5年1月12日から施行する。